

各部会の開催状況（2/2～2/20）

前回の第7回委員会（2/1開催）以降の各部会の開催状況をお知らせします。

琵琶湖部会

第10回琵琶湖部会 開催概要

開催日時：2002年2月19日（火）

意見聴取・反映に関する試行の会 13：00～15：00

会議 15：20～18：20

場 所：大津プリンスホテル コンベンションホール「淡海」

1.前半の部（意見聴取・反映に関する試行の会）の概要

- ・ 昨年末に実施した一般意見募集応募者のなかから選出された6名の発表者による意見発表が行われた。
- ・ 1名あたり5分で意見発表を行い、3名が終わったところで、委員との意見交換が行われた。再度これを繰り返した後、一般傍聴も含め発表者全員と委員との意見交換が行われた。

2.後半の部（会議）の概要

決定事項

- ・ 部会としての中間とりまとめにむけて作業部会を設置する。
- ・ 作業部会メンバーは、立候補を基本とし、その状況をみて調整する。
- ・ メンバーに立候補する委員は、当日欠席した委員も含めて庶務からもう一度確認を行い、1週間以内に決定する。なお、会議中の立候補者は、倉田委員、村上委員の2名。

審議の概要

検討課題について

- ・ 「整備、計画の視点」（整備、計画、事業、管理のあり方や住民および行政内でのパートナーシップ）についての意見交換が行われた。
- ・ 次回の検討の参考とするため、河川管理者より治水に関する情報提供が行われた。

中間とりまとめについて

- ・ 琵琶湖部会としてのとりまとめ方法について部会長より提案があり、それについて意見交換が行われた。

淀川部会

第12回淀川部会 結果概要（暫定版）より

開催日時：2002年2月5日（火） 13:00～17:30

場 所：大阪会館 Aホール

1 決定事項

- ・次回部会（3月14日15:00～19:00）では、淀川部会としての中間とりまとめ素案をたたき台にして、治水・利水・環境にわたって総合的に討議する。
- ・淀川部会としての中間とりまとめ素案を作成するため、作業部会を設置する。メンバーは、桝屋部会長代理、今本委員、川上委員、原田委員に決定した。
- ・中間とりまとめに向けて、予備としての部会の開催日を4月11日（運営会議開催日）までに設定する。

2 審議の概要

第7回委員会（2002.2.1開催）の報告

資料1を用いて、主に利水に関する議論の内容が報告された。

検討課題（個別項目）に関する意見交換

）治水・防災について

河川管理者より示された「洪水対策の論点」をもとに、第11回部会（1/26）に引き続き、意見交換が行われた。洪水対策について、これまでの考え方の転換などの基本的な考え方が確認された。

）利用（利水、河川敷利用等）について

河川管理者より、資料2-1（第7回委員会資料）を用いて、利水の現状と課題に関する説明が行われた後、これからの利水の方向性等について議論が行われた。

一般からの意見聴取

一般傍聴者5名から、再生水資源計画と湧水対策用ダムの建設提案、河川敷のグランド利用、今後の水需要、都市計画の専門家の招聘等について発言があった。

今後の部会の進め方等について

「1 決定事項」の通り了承された。

3 主な意見

< 河川に対する意識 >

- ・ 住民は自分たちが居住する土地の潜在的な状況、特性を知るための学習をすべきである。
- ・ 水がただではないこと、淀川の水を飲んでいるということ、知らない子供や大人が沢山いる。このことを知らせていくことは大事である。

< 流域管理 >

- ・ 都市部の洪水対策では緊急避難的に対策を講じながら、長い時間をかけて土地利用、都市計画を含めた抜本的対策という大きな方向へ持っていくべきである。
- ・ 治水対策の一環として都市計画について議論される場合には、片方の当事者である都市計画側の意見も聴きながら議論を進めるべきである。また、農地と市街地では流域管理の進め方、計画実現の時間軸等かなり手法が異なってくる。現場ごとの議論が必要ではないか。

< 水循環、物質循環 >

- ・ ダムで土砂をためるということは、堆砂容量内であっても土砂の循環を阻害するという点で問題である。ダムの容量の問題を別にして、ダム内にたまった土砂をできるだけ海に流す方策の検討が必要であり、整備計画でも是非触れて欲しい。

< 治水、利用、環境（境界・融合領域） >

- ・ ダムの要、不要を言う時には、治水と利水の両面からの検討が必要である。

< 治水の方向性、考え方 >

- ・ 河川だけの治水対策には限度がある。ゴルフ場開発、林野開発、宅地開発等、国土全体の問題として各省庁間が連携していくシステムが必要である。
- ・ これまでは国が責任を負うという形で、河川管理者が河川整備を進めてきたが、これからは流域住民も治水について責任を分担していく方向へ転換してほしい。
- ・ 生きている川ではなく、水を流す水路のような考え方になっている。川は生きているということを前提とした、治水や河川利用がされていない。川の見方が大切である。

< 洪水 >

- ・ 何年に一度の降雨による洪水を防御するなどの考え方でやってきたが、昔に立てられた計画ですらクリアできていない。これまでのやり方では洪水など防御できないと覚悟を持っていてもらいたい。
- ・ ほとんどの住民が洪水を体験したことがなく、安心感を持ってしまっている。しかし、淀川が破堤しなかったのは、そのような大洪水がなかったからで、本来、土でできた堤防とは非常に壊れやすいものである。
- ・ 土砂でできた脆い堤防を頼りとして、洪水に対して無防備な人口や資産の集積が行われているのが現実である。その方向は今も進んでいる。
- ・ 日本はアジアモンスーン地域に位置し、台風を含めた集中豪雨が多い国である。そういう特徴を捉えた形で土地利用や都市計画、農業、森林の問題等、総合的に考えていかなければ、土木工学、河川工学的手法一本やりでは解決できない問題である。

- ・ 予想だにしない大洪水は起こり得る。破堤を回避しながら、堤防を高くするのではなく浸水対策を考えながら、少しぐらいの越水は住民も許容する方向でいいのではないかと。
- ・ 応募意見の中にもあったように、スーパー堤防の問題点として、代替地や用地買収の問題、さらに代替地移転の際の税制上の優遇措置がない等、改良、改善の余地がある。
- ・ 将来的には農家の高齢化、後継者不足による上流地域の水田面積の減少が予想される。保水能力のある水田の減少や、林業の衰退による山林の荒廃なども視野にいれた計画が必要である。
- ・ 洪水を封じ込めるための対策から氾濫することを前提とする対策に転換するという治水に対する基本的な理念、整備についての考え方を明確に転換すれば、具体的な対策も明確になり、自ずから治水対策が変わってくる。このような委員会、部会こそが、国道交通省以外の省庁に対して、連携や権限委譲などものを言っていくべきものとする。
- ・ 洪水対策を転換して、じわじわ水が上がる程度の浸水被害は許容とするのであれば、住民の合意を得るためにもその浸水を具体的にイメージ出来る形で示すような努力が必要である。
- ・ ダムは出来るだけ作らずにいくのがいいが、洪水で人命が失われる危険がある場合など、ダム以外に方法がない場合もある。

<ソフト面での防災>

- ・ 流域住民が平生から危機意識をもてるよう、学校教育を通して教える。防災センター、水防センターを設置し、小学校、中学校向けに訓練を行うことが大切である。
- ・ 河川は広範囲を対象とするため、対策工事の予算措置ができない場合もある。ソフト面の対策もとりいれて、地域毎に対策を講じて行くべきである。また、危険地域に居住する住民の意識変革をうながしていく必要があるのではないかと。
- ・ 流域住民の立場でいうと越水することにはやはり非常に抵抗がある。そのことを前提とするならば、住民に情報を発信し、理解を求め、堤内地の土地利用の仕方を誘導や、意識変革のための啓発等、住民側がメリットを感じられるような、ソフト面での対策が必要。

<河川空間利用（水域、高水敷）>

- ・ 治水を考える時、川だけでもものを見るのではなく、暮らしの模様、土地利用の仕方など総合的に変えていく必要がある。例えば巨椋池など遊水池を回復して余裕を持つなど。
- ・ 貴重な遊び場やグラウンドである河川敷はスポーツに対する意欲を持った子供たちを育成するためには是非必要である。また車椅子でも河川敷が利用できるような配慮が望まれる。

<利水>

- ・ 委員会で琵琶湖の水を-2mまで使えば施設はいらぬという指摘があったが、琵琶湖については補償水位まで無制限に使うのか、できるだけ大切にしないようにするのかについても審議頂きたい。
- ・ 農業用水、工業用水で余った水利権の転用については、積極的に転用を働きかけなければ誰も放棄しない、水利権の転用を進める手法についてどのように考えているのか。

- ・ 石油のパイプラインのようなものをつないで、豪雨のときはタンクに貯め、湯水るときはそれを使用するような大規模な計画と、各家庭の水道の蛇口を1mmか2mm細くして節水する方法が考えられる。
- ・ 農業用水の水余りについては、農業が今後、輸入から自国での自給自足へと戻って行くことを考えるなら、今後必要になってくると思う。その辺を見据えての対応をしなければいけない。
- ・ 国土交通省の水需要の積算は、水道事業者から出た水需要の数値をそのまま積み上げたものである。そのような方式が基本になった水源の確保、ダム建設が行われていることは疑問であり、止めるべきである。
- ・ 上流の環境や住民の暮らしを犠牲にして水源を確保し、下流で使い放題に使うという社会のシステムは疑問である。下水処理水を再生した中水の利用や余っている水利権の調整など検討し、新たな水資源の開発は慎重にするべきである。
- ・ 将来の水需要の予測には、人口の減少、高齢化による水の使用量の減少も加味して検討する必要がある。
- ・ 治水では浸水を受容する方向へ大きく転換しようとしているが、利水では何故もう少し踏み込めないのか。
- ・ 水道事業者は水を使ってもらおうべく行動するなど社会の仕組みが水を使うようになってきている。節水の仕組みなしに、節水のかけ声だけかけるのはいかなものか。エンドユーザーである住民が水の使い方を見直す、また、水道事業者や工業用水、農業用水での節水の仕組み作り、河川管理者として、琵琶湖やダムの水の有効使用のための施設や操作管理のチェックが必要である。
- ・ 行政が節水目標を具体的に設定し、住民が納得するように説明することで、社会的合意を形成して、住民のライフスタイルを変えていく仕掛けをつくっていくべきである。
- ・ 台所も水洗便所も高度処理された「おいしい水」が使われ、「おいしい水」のいないところで大部分が消費されているという大矛盾がある。水の供給経路を変えて飲める水と飲めない水を区別する供給システムに変えていく必要がある。
- ・ 人間の欲望は切りのないものであり、その欲望に満足を与えるために、湯水対策ダムの建設を提案したい。

< 利用の方向性、考え方 >

- ・ 豊かな森林と開発された地域では流出係数に違いができるなど川以外の部分が河川に及ぼす影響は大きい。川を線だけで見ず、流域の環境保全をテーマとして取り上げていかなければならない。目に見えない水という観点が大事である。

猪名川部会

第9回猪名川部会 結果概要（暫定版）より

開催日時：2002年2月15日（金） 15：00～18：00

場 所：大阪会館 1F Aホール

1 決定事項

- ・ 主な決定事項はありません。

2 審議の概要

委員からの情報提供

吉田委員より、資料2「一庫ダムの自動水質観測結果の分析から」を用いて発表が行われ、猪名川流域の水質の課題等が指摘された。

検討課題（利水、利用等）について

・ 河川管理者より、利水および利用に関する説明、意見発表が行われた。

「淀川水系『利水』の現状と課題」（第7回委員会資料2-1）（近畿地方整備局より）

「淀川水系猪名川の利水の現状と課題」（資料3-1）（猪名川総合開発工事事務所より）

「河川利用について」（資料3-2）（猪名川工事事務所より）

・ 今後の利水のあり方等について意見交換が行われた。

中間とりまとめについて

- ・ 資料6-1、6-2を用いて、中間とりまとめに向けたスケジュールの確認、作業部会での議論をもとにした部会の取りまとめのイメージが説明され、その内容（猪名川の特性、将来像等）に関する意見交換が行われた。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名の方から発言があった。

3 その他確認事項

- ・ 25日に開催される作業部会までに、猪名川部会としての「中間とりまとめ」に対して意見のある委員は、文章にて庶務に提出頂く。
- ・ 審議の進み方次第では、4月8日(月)に部会を開催する

4 主な意見

<川と人との関係>

- ・ 完璧な治水対策や渇水対策は、自然に対する意識を見失わせてしまう。フランスでは水の出る量によって住める場所と人口が規定されている地域がある。この例を見習って、自然の中で生かされる生き方を考えてゆく必要がある。

<水循環、物質循環>

- ・ 湧水の復元、都市部の余分な地下水を利用したせせらぎの創造、雨水の有効利用等によって、人為的に断ち切られてきた水循環を再構築しなければならない。

<事業のあり方>

- ・ ダム等の構築物も 50 年経てば自然の一部になってしまう。今後、新しい構築物をつくる場合には、いかに自然と共生させてゆくかを考える必要がある。

<市民とのコミュニケーション（情報共有、発信、意見聴取など）>

- ・ 時々洪水、時々渇水を受容するといった考え方を住民にどう伝えてゆけばいいか。また、環境に対する意識が高い人と低い人とのコンフリクト、或いは河川利用のコンフリクト等々の様々な対立意見をすり合わせていかなければならない。

<治水、利用、環境（境界・融合領域）>

- ・ 日本の河川の水生動物は、洪水の攪乱とその後の回復過程のせめぎ合いの中で生きてきた。動物の立場から言えば、洪水を起こすことは重要である。
- ・ 一番大切なことは、治水、利水を重視してきた従来の国土交通省のやり方を、自然環境との共存を考えたやり方に変えてゆくことである。

<洪水>

- ・ 猪名川流域の特性として「人間が住んではいけない危険なところに住ってしまった」という点を押さえ、今後 30 年間でどう乗り切ってゆくかを考える必要がある。
- ・ 日本人は危険な列島の上に住んでいるのであり、欧米のような 200 年に 1 回のレベルの洪水を防ぐには無理がある。そういったことを理解した上で、ある程度の浸水や洪水は許容するという方針を打ち出してゆくことには意味がある。
- ・ 洪水に対して 100%の安全を達成するためのコストと浸水被害への補償費用を比較すれば、後者の方がコストパフォーマンスに優れるのではないか。現状を考えた合理的な治水対策を考えてゆく必要がある。

<利用の方向性、考え方>

- ・ 成人するまでに一度も渇水を体験しなければ、節水意識も育たない。一生の間に数回、渇水があってもよいのではないか。
- ・ 環境省や経済産業省だけではなく、箕面市でもアジェンダ 21 を策定して、節水に向けて取り組んでいる。水を供給する側もそういった節水の取り組みに歩調を合わせていかなければならない。

<利水>

- ・ 水需要を減らすために市民がどこまで我慢できるのか。仮に大幅な節水できたとしても、自然状況が変化し渇水頻度が高まっている昨今、それでダムが不要になるとは限らないのではないか。
- ・ 環境のために節水を呼びかけるのではなく、水には限りがあるという警告を出してゆく必要があるのではないか。そのための手段として、水道料金の値上げが考えられる。
- ・ 水道料金の多少値上げしても節水にはつながらないという報告もある。
- ・ 節水目標を決める際には、ぎりぎりの目標を掲げるのではなく、渇水や災害といった非常時に備えて、ある程度余裕を持った目標を立てる必要がある。
- ・ 水利用については、平常時と渇水時を分けて考えなければならない。平常時は、ある程度実現可能性を検討されているであろう自治体等による節水の努力目標を参考にしてみてもどうか。
- ・ ある程度の渇水は受忍してゆく必要があると思うが、渇水時にも病院のような緊急性を要する箇所に水が供給されるシステムをつくっておかなければならない。
- ・ 断水や渇水等の緊急時の水源として地下水を確保しておく必要がある。
- ・ 地下水は近年汚染が進んでおり、水道水としての使用は慎重に考えた方が良い。
- ・ 日本の水供給等の公共サービスや治水の水準を、世界的な基準を比較して判断してゆく必要があるのではないか。

<環境の方向性、考え方>

- ・ 猪名川は上流と下流の距離が短く、景観が次々と変化してゆく。地域ごとの景色の違いを大切にしていかなければならない。

<水量、水質>

- ・ ダム湖の存在が少なからず猪名川の水質に影響を与えている。今後も、余野川ダムや水と緑の健康都市計画によって、猪名川全体の水質が悪化する可能性がある。
- ・ ダム湖は水質を悪化させていると考えられているが、例えば、選択取水装置の効果的な運用や酸素供給による湖水浄化によって、ダム湖で水質を改善することも可能である。
- ・ 猪名川では、浄化した水を上流から流して水を循環させる取り組みがおこなわれているということだが、炭を河床に入れる等をして、できるだけエネルギー消費の少ない浄化施設を考えてゆかなければならない。

<猪名川の特性>

- ・ 猪名川は「中自然」である。天然の川ではなく、万葉の時代から人の手が加わった川である。
- ・ 猪名川流域には、寺社仏閣といった建築物だけではなく、行基菩薩がつくったとされる水田のように、数多くの文化遺産が残されている。猪名川流域はこれらが基盤となって人口集積が行われてきた地域である。
- ・ 伊丹の酒や池田の炭といった特産物の存在、古来より渡来人が多く住んでいたといった特徴をおさえておく必要がある。

- ・ 猪名川流域は、里山的な利用の中で育まれた生物多様性が残されている地域である。
- ・ 猪名川は、昔から洪水や濁水がとても多かったにもかかわらず、人が住み続けた地域である。猪名川には、洪水、濁水に立ち向かいながら懸命に生きてきた歴史がある。
- ・ 猪名川流域は日本列島を縦貫する軸であり、東西交通の要所だった。そのために、国家的な庇護を受け発展してきた。そういったことも考慮しておかなければならない。

<その他>

- ・ 資料 6-2「猪名川部会中間とりまとめのイメージ」4 ページにある『「治水・利水・環境」から「人と自然へ」』というタイトルを『「治水・利水・環境」から「人と自然との共生へ」』にしてはどうか。
- ・ 治水に関して、河川審議会から平成 12 年 12 月 9 日に出された「流域での対応を含む効果的な治水のあり方」という中間答申を資料として参考してはどうか。
- ・ これまでも日本人はしたたかに自然と付き合ってきた。猪名川でも洪水や濁水に対してしたたかに対応してゆく姿勢を出していかなければならない。

以上